

2023年10月31日

各 位

会 社 名 株式会社 京都フィナンシャルグループ 代表者名 代表取締役社長 土 井 伸 宏 (コード番号 5844 東証プライム) 問合せ先 経営企画部経営企画担当部長 大 西 秀 樹 T E L (075) 361-2275

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

株式会社京都フィナンシャルグループ(社長 土井 伸宏)(以下「当社」といいます)は、 本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」また は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

(1)処分期日	2023年11月30日
(2) 処分する株式の種類 および数	当行普通株式 7,801 株
(3) 処分価額	1 株につき 8,244 円
(4) 処分総額	64, 311, 444 円
(5) 現物出資財産の内容 および価額	本日開催の当社子会社である株式会社京都銀行(以下「京都銀行」といいます。)の取締役会決議に基づき、下記(6)記載の京都銀行の取締役(社外取締役を除く)6名および執行役員14名に支給される京都銀行に対する金銭報酬債権合計金64,311,444円(処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金8,244円)
(6) 処分先およびその人数 並びに処分株式の数	京都銀行の取締役(社外取締役を除く) 6名 4,521 株 京都銀行の執行役員 14名 3,280 株

### 2. 処分の目的および理由

当社の子会社である京都銀行は、2021 年 5 月 14 日開催の取締役会において、京都銀行の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)および執行役員(以下対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。)に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また 2021 年 6 月 29 日開催の第 118 期定時株主総会、および 2023年 10 月 2 日開催の臨時株主総会決議において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取

締役に対して年額 150 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、割当てを受けた日より京都銀行の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までとすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき京都銀行から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年27,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、京都銀行の業況、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、京都銀行から対象取締役等に対し、金銭報酬債権合計 64,311,444 円(以下「本金銭報酬債権」といいます。また、このうち対象取締役に対する金銭報酬債権の合計は 37,271,124 円です。)を支給し、これを当社に現物出資させて、本自己株式処分として当社の普通株式 7,801株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することといたしました。

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当 契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

#### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は2023年11月30日から京都銀行の取締役または執行役員のいずれの地位 も退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしては ならない。

### (2) 譲渡制限の解除

対象取締役等が、2023 年 6 月 29 日から翌年に開催される当行定時株主総会の日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)中、継続して京都銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由 (自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。)により退任した場合の取扱い

## ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、本役務提供期間中に、京都銀行の取締役または執行役員のいずれの地位も死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、対象取締役等の退任の時点の直後をもって、譲渡制限を解除する。

### ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める退任の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の本役務提供期間に係る在任期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は1とする)を乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

#### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

### (5) 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関して、大和証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

## (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は1とする。)を乗じた数(但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

# 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく京都銀行の第 121 期事業年度の 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。 処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023 年 10 月 30 日(取締役 会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値であ る 8,244 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価 に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反 映した合理的なものであって、対象取締役等にとって特に有利な価額には該当しないもの と考えております。

以 上